

Information

後期高齢者医療保険料が変わります

平成24・25年度保険料(1人当たり年額)

	平成24・25年度	平成22・23年度
均等割額	44,194円	41,227円
所得割率	8.72%	7.84%
限度額	550,000円	500,000円

愛媛県後期高齢者医療広域連合では、医療給付費に見合う保険料収入を確保し、健全な運営を維持するため、2年に1度保険料の見直しを行っています。

医療費は、高齢化率の上昇や医療の高度化などにより、年々増加しています。被保険者の保険料負担をできるだけ軽減するため、愛媛県財政安定化基金を最大限活用することとした上で、平成24・25年度の保険料を改定しました。

保険料の計算方法

$$\begin{array}{|l} \text{被保険者の保険料(年額)} \\ \text{※10円未満切り捨てで、限度額55万円} \end{array} = \begin{array}{|l} \text{均等割額} \\ \text{44,194円} \end{array} + \begin{array}{|l} \text{所得割額} \\ \text{(所得-33万円)×8.72\%} \end{array}$$

1人当たりの保険料は、被保険者が均等に負担する「均等割額」と被保険者の前年所得に応じた「所得割額」の合計となります。

保険料の負担軽減を継続します

■所得の低い人の軽減

世帯の所得水準に応じて、均等割額を最大9割軽減します。また基礎控除額(33万円)を差し引いた後の総所得金額が58万円を超えない人は、所得割額が5割軽減されます。

■被用者保険の被扶養者だった人の軽減

制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった人(国民健康保険・国民健康保険組合は除く)は、当分の間、所得割額の負担はなく、均等割額が9割軽減されます。

問 役場 町民課 保険年金係 内線2114

Topics

子育て支援センター「ゆめぼっけ」オープン



保育所・幼稚園に入っていない就学前の子どもを対象とした子育て支援センター「ゆめぼっけ」の開所式が4月4日好藤保育所で開催され、町関係者や南愛媛療育センターの相談支援専門員の方を始め、入所対象の子どもたちとその保護者など約40人が参加しました。

開所式では、甲岡町長と松浦町議会議長のあいさつ、担当保育士の紹介の後、参加した子どもたちとその保護者によるテープカットが行われました。

また、式の後には保育士による人形劇が行われ、参加した子どもたちも一緒に踊りを楽しんでいました。

開所時間:月～金曜日(10:00～15:00)

休所日:日曜日および土曜日、祝祭日

利用料:無料 ※事前予約不要

※毎月センターだより「ゆめぼっけ」を発行していますので、そちらもご利用ください。

問 子育て支援センター「ゆめぼっけ」 ☎45-0003
役場 町民課 児童福祉係 内線2117



①参加した子どもとその保護者によるテープカット

②「ゆめぼっけ」室内。たくさんの遊具で溢れている